

第七十八号議案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月二十一日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条―第二条」に、「第十三条」を「第十三条の五」に改める。

第一条中「（以下「公園」という。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。  
（定義）

第一条の二 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公園 江戸川区立の法第二条第一項に規定する都市公園をいう。

二 公園施設 法第二条第二項に規定する公園施設をいう。

三 指定管理者 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、江戸川区長（以下「区長」という。）が指定する者をいう。

四 利用料金 地方自治法第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。

第二条第一項中「江戸川区長（以下「区長」という。）」を「区長」に改める。

第二条の二の二第一項第三号中「区内」を「江戸川区内」に改める。

第二条の四第二項中「土地使用料」を「土地の使用料」に改め、同条第三項中

「認定公募設置等計画に基づき」を「第一項の規定にかかわらず、認定公募設置等計画に基づき」に、「土地使用料」を「土地の使用料」に改める。  
第六条の二第一項中「使用料」の下に「又は利用料金」を加え、「をいう」を「に限る」に改め、「第六条の四」の下に「第十三条の三」を加え、同条第二項中「及び第六条の四」を「第六条の四及び第十三条の三」に改める。  
第十三条の次に次の四条を加える。

(公園の管理)

第十三条の二 公園の管理は、指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第十三条の三 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 公園の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。
  - 二 物件を設けない占用の許可に係る業務に関すること。
  - 三 公園施設の利用の承認、利用の取消しその他公園の運営に関すること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。
- (利用料金等)

第十三条の四 区長は、指定管理者が管理する公園において利用料金を当該指定管理者にその収入として收受させるものとする。

2 第十三条の二の規定により前条各号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合にあっては、第五条、第六条、第六条の三、第六条の四、第八条、第十条が

ら第十二条まで及び別表四の規定の適用については、第五条第一項中「区長に」とあるのは「指定管理者に」と、同条第二項及び第三項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第六条の見出し中「占用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「公園」とあるのは「物件を設けしないで公園」と、「占用料を」とあるのは「額の範囲内で、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金として」と、第六条の三中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第六条の四の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第一項中「の使用料」とあるのは「の利用料金」と、「のとおり」とあるのは「に定める額の範囲内で、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める額」と、同条ただし書中「規定する使用料」とあるのは「規定する利用料金」と、「区長」とあるのは「指定管理者」と、「回数券使用料」とあるのは「あらかじめ区長の承認を得て回数券利用料金」と、同条第二項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第八条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第十条の見出し中「占用料」とあるのは「利用料金」と、「利用料金」と、同条第一項中「占用料又は使用料（以下「占用料」という。）」とあるのは「利用料金」と、第十一条（見出しを含む。）中「占用料」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第十二条の見出し中「占用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「占用料」とあるのは「利用料金」と読み替

えるものとする。

（指定管理者の指定等）

第十三条の五 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公園の設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認められた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

別表二中「公園の占用料」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、江戸川区規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、江戸川区長が指定する者をいう。）の指定その他指定

のために必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

(説明)

公園の管理について、指定管理者による管理が行えるようにするため、指定管理者が行う業務の範囲、指定の手続等を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。